

様式第3号（第7条関係）

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成30年度第1回水戸市都市景観審議会
- 2 開催日時 平成30年10月4日（木） 午後3時から午後4時30分まで
- 3 開催場所 本庁舎南側臨時庁舎 3階 中会議室
- 4 出席した者の氏名
  - (1) 委 員 田口 米蔵, 大澤 義明, 山本 早里, 小坪 のり子, 川島 宏一, 安 徹, 篠根 玲子, 黒澤 輝子, 阿久津 和次, 三上 靖彦, 浅野 利光
  - (2) 執行機関 高橋 靖, 秋葉 宗志, 高橋 涼, 川崎 洋幸, 黒澤 純一郎, 柴崎 美博, 権瓶 厚, 磯前 由紀, 安島 康司
  - (3) その他
- 5 議題及び公開・非公開の別
  - (1) 弘道館・水戸城跡周辺地区における都市景観重点地区の指定及び屋外広告物特別規制地区の拡大（案）について【公開】
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 5人
- 8 会議資料の名称
  - ・弘道館・水戸城跡周辺地区都市景観重点地区の指定（案）及び屋外広告物特別規制地区の拡大（案）について（パワーポイント印刷）
  - ・弘道館・水戸城跡周辺地区における都市景観重点地区の指定（案）について（資料1）
  - ・弘道館・水戸城跡周辺地区における屋外広告物特別規制地区の拡大（案）について（資料2）
  - ・水戸市都市景観条例及び水戸市屋外広告物条例（参考資料1）
  - ・弘道館・水戸城跡周辺地区の『景観』に関するアンケート調査結果（参考資料2）

## 9 発言の内容

### 執行機関

お待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから、平成30年度第1回水戸市都市景観審議会を開催いたします。

はじめに、\_\_\_\_水戸市長より御挨拶申し上げます。

### 市長

皆さん、こんにちは。少し遅れまして申し訳ございませんでした。改めまして、平成30年度第1回水戸市都市景観審議会の開催に際しまして、皆様方にお礼の御挨拶をさせていただきますと思います。皆様方には、常日頃から、本市の都市計画行政、様々な面におきまして御尽力いただいておりますことを、心からお礼と感謝を申し上げる次第であります。

当審議会では、平成21年度に水戸市屋外広告物条例の制定にあたり、皆様方に御審議をいただきました。ですから、しばらく審議案件がございました。私が就任したのは平成23年でありますので、就任して初めての会合ということになりました。しばらく皆様方には、審議の案件がなかったということで、大変御心配をおかけしましたことも、お詫びを申し上げたいというふうに思います。今回ですね、今、歴史景観づくりを進めさせていただいております、おかげさまで、地元の方もいらっしゃいますけれども、今、大手門の復元をさせていただいているところでございまして、周辺地域におきましては、歴史まちづくり、さらには景観まちづくり刷新支援事業の採択を受けまして、80都市ぐらい全国で応募があったんですが、その中で10都市選ばれて、水戸市が今まで歴史景観づくりであるとか、そういったまちづくりに熱心であったということで採択を受けました。ただこれは、三の丸エリアばかりではなくて、千波湖周辺であるとか、そういったところの様々な景観まちづくりについて、国の方で御支援をいただくということで、全体的な事業で確か20億円ぐらいかかる所を、半額の10億円ぐらいは補助金を入れていただけるということで、どうしても8年、9年かかるような事業であったようなものを、3年ぐらいの集中期間において事業を展開しようということで、今、千波湖周辺でありますとか、この三の丸周辺について事業をやらせていただいているところでございます。今回、歴史景観のまさに顔づくりをやっております弘道館、そして水戸城跡周辺地区における景観づくりに関する案件につきまして、皆様方に御意見を頂くために審議会を開催をする運びとなったわけでありまして、改めまして、お忙しい中、お集まりいただきまして本当に感謝を申し上げたいというふうに思います。本日の議題といたしましては、今申し上げました、積極的に歴史的景観づくりを進めております弘道館・水戸城跡周辺地区におきます都市景観重点地区の指定及び屋外広告物特別規制地区の区域の拡大、これらに関しましての案件につきまして、本日、皆様方に御意見を賜りながら、今後の重点地区の指定などについて、その意見を反映させていただきたいというふうに思っております。皆さん御存じのとおり

り、水戸駅の北口を出て、南口は別な形で、業務系で発展をしておりますから、こういう姿であるのは致し方ないかなというふうに思うんですけども、自分が観光地に来たという、観光客のような感じで水戸駅の北口に降りたときに、周りを見渡して水戸に来たなっている、そういう雰囲気が残念ながら感じられないというのが、私たち行政に携わるものとして、大変反省をしながら、どのような景観づくりをしていかなければならないかということ、改めて観光地づくりとしての角度からも、しっかりコンセプトというか、アイデンティティを作り上げていかなければならないなというふうに思っています。昔はペDESTリアンデッキを出ての風景が、一般的な街並みの看板ばかりだった。その次に、美容院の看板ばかりだった。最近何があるかといったら、全部予備校の看板ばかりになってしまった。ということで、別にそれが悪いというわけではないんですけども、景観に、ある一定の配慮をし、水戸らしさというものをこのまちづくりの中にしっかり取り込んでいきたいなというふうに思っています。今、水戸駅北口のペDESTリアンデッキを改修しているところなんですけど、それも景観に配慮した形でやるんですけど、今度は角櫓が完成すると、遠くに角櫓が見えるような、そういう風景をつくり出すことができました。ただ、それが点だけなんです。いわゆる一点だけなんです。それをなんとなく、水戸に来たなというそういう雰囲気を醸し出して、観光客の方々にも、なんとなくそういう観光地に来たというような思いに至っていただく、あるいは住んでいる私たちも景観というものがこういうふうになったから、何となく生活が楽しくなったとか、あるいは少し心が豊かになるとか、気持ちの部分でも、景観が私たちにいい影響を与えてくれるような、そういうまちづくりを進めていければいいなという思いで、これから、今まで少し配慮が足りなかった景観というものについて、特に三の丸エリアの歴史景観づくりをやっている部分については、しっかりコンセプトを決めて進めていきたいというふうに思っておりますし、併せて、ある程度いろんな制約をする部分がありますので、地域住民の御理解、住んでいる方々の御理解をいただかなければなりません。しっかりそういった、こういうまちづくりをするから、皆さんの、住んでいる方にもこういう配慮をいただかなければならないですよという説明責任と、御協力を願う以上は、きちんとしたバックグラウンドを私たちが持っていなければならないというふうに思っておりますので、そういった御助言も委員の皆様方にいただければありがたいなというふうに思っております。いずれにいたしましても、私たち役所ばかりではなくて、地域住民の方々に御配慮いただいて、御協力をいただかなければ、この景観というのは、なかなかいい方向に進まないというところがあります。皆様方が一番御承知のところだと思んですが、市民への御協力を求めるためにはどうしたらいいか、私たちがどのような仕組みや制度をつくれれば、住民の方々もいろいろと快く御協力をしていただけるのか、そんなことも議論していただければありがたいなというふうに思っております。いずれにいたしましても、皆様方には忌憚のない御意見をいただきながら、観光地としても、それからやはり生活の豊かさをもたすためにも、いろいろと景観づくりをしっかり進めていきたいと思っておりますので、御協力の程、よろし

くお願い申し上げたいと思います。長くなりましたけれども、限られた時間ではございますが、皆様方に、忌憚のない御意見をいただきますようよろしくお願い申し上げながら、まとめませんが、私の方からの、常に皆様方にお世話になっておりますお礼の挨拶にかえさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### **執行機関**

ここで、市長は、公務の都合により退席させていただきます。

それでは、委員の皆様を名簿順に御紹介させていただきます。

(委員紹介)

続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

(執行機関紹介)

本来ですと、ここで議事の進行を会長にお願いするところでございますが、会長が選出されるまでの間、事務局で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### **執行機関**

それでは、まず、本日の出席者数を報告させていただきます。

審議委員数 11 名全員が出席されております。従いまして、水戸市都市景観条例第 36 条第 2 項の規定により、本会議は成立しております。

なお、傍聴人は 5 人でございます。

続きまして、会長及び副会長の選出についてでございますが、水戸市都市景観条例第 35 条第 1 項の規定により、委員の互選により選出していただくこととなりますが、いかがいたしましょうか。

#### **委員**

事務局の案がございましたら、御紹介いただきたいと思います。

#### **執行機関**

ただいま、事務局案との御意見がございましたが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### **執行機関**

それでは、事務局案でございます。

\_\_番\_\_委員に会長職を、\_\_番\_\_委員に副会長職をお願いしたいと考えております。いかがでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

#### **執行機関**

それでは、水戸市都市景観審議会の会長を\_\_委員に、副会長を\_\_委員をお願いいたします。

\_\_委員、\_\_委員には、会長席、副会長席にお移りいただきます。

それでは、代表いたしまして\_\_会長より御挨拶をお願いいたします。

## 会長

皆さんこんにちは。過分な大役をいただきまして、御指名いただきましてありがとうございます。

実は、今日はうちの学生がこちらに来たんですが、普段、私は審議会では学生を連れてこないという考えなんですけど、今日は水戸であるということで、やはりつくばだとか県内にない場所ですので、ちょうどたまたま留学生が9月に来たもんですから、これから案内という段取りになっています。そういう関係から言いますと、先ほど市長から御挨拶もありましたように、やはり歴史まちづくり、例えばつくばなんかまねしてもできない、やはり水戸が持っている歴史があるかと思います。そういうものを全面的に出せるような審議会にしたいと思えますし、今、新庁舎ができていますが、新しいものと古いものを両方味わえる、そういう豊かな景観を守っていくというような審議会にしていきたいと思えますので、どうぞよろしくお願ひします。

## 執行機関

ありがとうございました。

それでは、水戸市都市景観条例第36条第1項に基づき、\_\_\_\_会長に議事の進行をお願いいたします。

## 会長

それでは、まず、議事録署名人を指名させていただければと思います。

\_\_番の\_\_\_\_委員と\_\_番の\_\_\_\_委員をお願いしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

よろしくお願ひいたします。

本審議会につきましては「水戸市附属機関の会議の公開に関する規程」に基づき、原則公開とさせていただきたいと思えますので、御了承いただければと思っております。

本日は5名の傍聴人が入っております。

傍聴人の皆様におかれましては、会議の妨げにならないよう、静粛に傍聴願ひしたいと思います。

また、本日は1社の報道機関が入っております。当審議会の会議を撮影したいと申し入れがございました。許可するというので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

## 会長

はい、それでは許可というふうにしたいと思います。

それでは、議題に入りたいと思えます。準備のため少々お時間をいただければと思えます。

## 執行機関

それでは、弘道館・水戸城跡周辺地区における都市景観重点地区の指定と屋外広告物特別規制地区の拡大について御説明いたします。

説明に入ります前に、配布資料の確認をいたします。お配りしております資料は、スライドのコピー、重点地区の資料1、特別規制地区の資料2、参考資料1、参考資料2となっております。不足はございませんでしょうか。

では、内容につきまして、前のスライドに沿って御説明いたします。

はじめに、この取組の趣旨でございますが、この弘道館・水戸城跡周辺地区は、水戸を代表する歴史・文化のまちであり、これまで、歴史的資源や豊かな緑を守りながら、現在の良好な景観を形成してきました。この良好な景観を、住民・事業者・行政による協働のもと、将来にわたって保全するとともに、地区の魅力をより高めるため、都市景観重点地区の指定と屋外広告物特別規制地区の拡大を行います。

まず、それぞれの制度の概要について御説明いたします。

都市景観重点地区につきましては、条例に基づき指定する地区で、地区の特色を生かした優れた景観づくりを進めるために指定するものです。地区の指定にあたっては、区域を設定するとともに、地区都市景観計画を定めます。計画の内容は、景観づくりの基本目標、建築物や工作物などについての都市景観基準、道路や公園などの公共施設の整備方針を定めることとなっております。重点地区の指定後は、地区内の方が建築を行うときなどに、事前に市に届出をしていただくことで、景観づくりを誘導することとなります。

次に、屋外広告物特別規制地区については、同じく条例に基づき指定する地区で、地区の特色を生かした景観づくりに支障となる屋外広告物を規制することで、良好な景観を保全するものです。規制対象の広告物については、こちらの図を御覧ください。広告物は、様々な種類がありますが、その中でも、景観に特に大きな影響を与える、屋上利用広告物、電光ニュースなどの電光により変化する広告物、原色に近い色彩を多く使用したものが規制の対象となっております。

それでははじめに、都市景観重点地区の指定案から御説明いたします。資料1をあわせて御覧ください。まず、区域設定の考え方としましては、弘道館・水戸城跡の範囲を基本といたします。また、周辺の歴史的資源や歴史的景観づくりに取り組む施設などの景観資源を含むとともに、それらと一体的な景観を形成する範囲を含む区域といたします。さらに、重要な視点場として、多くの人が集まる場所である水戸駅北口ペDESTリアンデッキ、弘道館前、大手橋の上からの眺望景観を保全する範囲を含む区域といたします。

この考え方によりまして、図の範囲、面積約51ヘクタールを区域としております。区域の境につきましては、北側は斜面緑地を境としまして、その東側の水戸二中、水戸一高については、各学校の斜面地を含むラインで設定しております。また、南側は、国道51号、水郡線、駅前の道路を境としまして、上市266号線に接する敷地、三の丸小学校前の通り上市6号線に接する敷地、そして、国道118号と上市201号線に接する敷地を区域に設定しております。

次に、景観づくりの基本目標ですが、本地区は水戸を代表する歴史・文化のまちでありますので、歴史・文化のまちにふさわしい風格ある景観としております。

こちらは、地区の景観の一例でございますが、本地区は、歴史的資源が集積し、緑が多い場所と、都市的な街並みでにぎわいが感じられるような場所、というように、景観の特性が場所によって異なります。このため、都市景観基準の設定にあたりましては、このように、黄色の範囲のゾーンAと、赤の範囲のゾーンBの2つのゾーンに分けることとします。

次に、それぞれのゾーンごとの基準設定の考え方でございますが、まず、ゾーンAについては、弘道館や水戸城跡をはじめとした歴史的資源と調和し、歴史が感じられる景観を形成すること、また、水戸城跡の斜面緑地や弘道館公園をはじめとした豊かな緑と調和し、うるおいが感じられる景観を形成することを基準設定の考え方としております。また、ゾーンBにつきましては、風格ある街並みを形成するとともに、にぎわいが感じられる景観を形成すること、都市的な街並みの中に緑の空間を確保し、うるおいが感じられる景観を形成すること、さらに、歴史が感じられる空間や豊かな緑に配慮した景観を形成することを、基準設定の考え方としております。

次に、都市景観基準の内容でございますが、お手元の資料では3ページからでございます。茶色の表がゾーンA、5ページからの水色の表がゾーンBの基準でございます。ここからは、ゾーンAから順に、特徴的な主な基準の内容を、スライドで御説明いたします。基準の項目は、配置、高さ、形態・意匠、色彩、植栽、駐車場、屋外広告物でございます。

まず、配置につきましては、道路からの後退を求める基準といたします。こちらの写真は、現在の地区内の写真でございますが、この建物は道路から後退しておりますので、歩行空間にゆとりが生み出されております。また、この後退部分に緑化を行うことで、道路空間が快適になり、歴史的な雰囲気に影響を与えにくくなります。

次に、高さにつきましては、周辺の歴史的建造物に配慮した高さとすることを求める基準といたします。左の写真は、弘道館の正門前から見える現在の街並みの様子でございます。これに対して、右の写真は、その街並みに5階建ての建物を入れたシミュレーションの写真になります。弘道館の周辺で、このように、街並みから突出した建物ができることによって、歴史的な雰囲気に影響を与えることとなります。

次に、形態・意匠につきましては、周辺の歴史的建造物などと調和した落ち着いたものとする基準といたします。上の写真は、弘道館周辺の現在の街並みの様子でございます。周辺と調和した落ち着いた街並みによりまして、弘道館周辺の雰囲気が維持されております。また、下の写真、こちらも現在の弘道館周辺の建物の様子でございますが、この例のように、周辺の歴史的なものと似た外観にすることによって調和しやすくなり、歴史的な雰囲気の維持がより図られることとなります。

次に、色彩につきましては、一般的に、景観の基準で使われておりますマンセル表色系という指標を使って、基準を設定いたします。お手元の資料1の7ページ色彩の基準についてを御覧ください。このマンセル表色系は、赤や青などの色味を示す色相、色の明るさ

を示す明度、色の鮮やかさを示す彩度という三つの要素によって、色彩を表現するものがございます。これを使って、今回設定する基準が、中段の2の(1)でございます。基準では、色相をY R, Y, Nに限定することといたします。そして、Y R, Y, Nそれぞれの色の範囲は、色の表の赤枠で囲った範囲となります。横の数値で表しております彩度を6以下とし、縦の数値で表しております明度につきましては、彩度が1を超える場合に、8以下といたします。スライドにあります、地区の歴史的建造物などの多くが、この色合いで表されるものになっておりますので、そうしたものと調和を図るために、この基準といたします。

次に、植栽につきましては、道路側への緑化を求める基準といたします。こちらの事例のように、目を引く樹木やまとまりのある植栽は、街並みの中で緑を印象付け、緑の連続性につながります。

次に、駐車場につきましては、道路に面する場合、周辺景観との調和を図るために、植栽などの措置を求めることといたします。上の写真の例では、道路沿いの植栽によって車を見えにくくしており、下の写真の例では、路面に植栽を取り入れることで、景観上の配慮がなされております。

次に、屋外広告物につきましては、表示内容を必要最低限にするほか、大きさをできる限り小さくして周囲の景観との調和を求めることといたします。また、地区の魅力を高めるような素材の活用や、デザインの工夫を求めることといたします。こちらの看板は、建物など周囲との調和が図られており、歴史的な雰囲気に対して支障になっておりません。また、地域の特色に合うような看板は、地区の魅力を高めることとなります。

続きまして、ゾーンBの基準につきましては、基準の項目は、ゾーンAと同じでございます。

まず、配置につきましては、道路からの後退を求める基準といたします。左の写真のように、後退部分で店先の演出を行うことによって、にぎわいの創出につながります。また、右の写真のように、道路沿いにゆとりの空間や緑があることによって、歴史的な雰囲気に影響を与えにくくなります。

次に、高さにつきましては、水戸駅北口ペDESTリアンデッキから、二の丸角櫓や斜面緑地への眺望に配慮した高さとするのを求める基準といたします。こちらの写真は、水戸駅ペDESTリアンデッキから見たもので、市民だけでなく水戸を訪れた多くの人々が眺める景観です。この場所から、ここに復元される角櫓や斜面緑地が見えることで、地区の歴史や緑の豊かさを発信できることとなります。

次に、形態・意匠につきましては、周辺の街並みとの調和を求める基準といたします。写真のように、歴史的な街並みの近くでは、周辺の歴史的なものと類似した形態・意匠を取り入れることによりまして、より調和を図りやすくなります。



また、同じく、形態・意匠につきまして、低層部が商業系の用途の場合は、道路に対して、店内が見えるような開口部を設ける基準といたします。こちらの写真のように、道路から店内が見えることによって、にぎわい創出につながることであります。

次に、色彩につきましては、ゾーンAの基準と同様に、マンセル表色系を使って基準を設定いたします。先ほど御覧いただきました、資料1の7ページ色彩の基準についてを御覧ください。下の(2)にあります色の表が、今回設定する基準の一例でございます。

色相につきましては、制限せずに、それぞれの色の中で、範囲を限定することといたします。この一例として、R、G、Bのそれぞれの色の範囲につきましては、色の表の赤枠で囲った範囲といたします。Rにつきましては、横の数値で表しております彩度を4以下とし、BとGにつきましては、彩度を2以下といたします。周辺の街並みから突出した印象を受けるようなものがないようにするために、この基準を設定いたします。

スライドにお戻りいただきます。

次に、植栽につきましては、道路側への緑化を求める基準を設定いたします。こちらの事例のように、目を引くような樹木やまとまりのある植栽は、建物が集積する街並みの中で、緑を印象づけることとなり、地区の一体感につながります。

次に、駐車場につきましては、道路に面する場合、ゾーンAと同様に、植栽などで調和を求める基準といたします。また、時間貸し駐車場に設置される付帯施設についても、下の写真のように、周辺と調和した色彩とするよう求めることといたします。

次に、屋外広告物につきましては、設置する高さは、施設名などを除いて、低い位置に設置するよう求める基準といたします。また、大きさをできる限り小さくして、周囲の景観との調和を求めます。色彩につきましては、色の組合せが げばげばしくならないようにすること、また、色数を少なくすることを求めることといたします。左の写真では、高い位置はビルの名称に留めており、建物に対して小さくまとめられており、周囲の景観との調和が図られております。また、右上のイメージが、げばげばしくなりやすい色の組合せの例でございまして、その下のイメージが、色数が多いものに対して少なくした例を示しております。色を抑えた方が良好な景観に支障となりませんので、この基準を設定いたします。

また、同じく、屋外広告物につきましては、地区の魅力を高めるような素材の活用や、デザインの工夫などを行うよう求める基準といたします。看板が設置されやすいゾーンBにおいて、地域にふさわしい看板とすることで、まちの魅力を高めることとなります。

続きまして、公共施設の整備方針についてでございます。資料8ページをあわせて御覧ください。これまでも、公共施設については、地区の歴史性に配慮した整備を行ってまいりましたが、今後も、地区の特性を生かした景観づくりを進めるための方針を定めます。まず、道路ですが、周辺景観と調和したデザインなどとするほか、回遊性を高めるための歩行空間の確保、また、無電柱化を推進することなどを定めます。また、街路樹により、うるおいと風格ある道路景観の形成を図ります。サインにつきましては、全体に統一性のあ

るものとする。また、地域資源が引き立つようなデザインにするよう配慮することなどを定めます。公園・緑地につきましては、季節感のある植栽や、空間の広がりを感じられる景観を演出します。また、柵などの付帯施設も、自然素材の活用などにより自然と調和したものいたします。法面・擁壁につきましては、自然の地形になじむよう、また、圧迫感の軽減を図れるよう、緑化などを図ります。駐車場につきましては、植栽などで周辺景観との調和を図り、また、看板などの付帯施設も、周辺景観と調和したものいたします。建築物につきましては、先ほど御説明した都市景観基準によることといたします。

続きまして、本日のもう一つのテーマであります屋外広告物特別規制地区の拡大案について御説明いたします。あわせて資料2を御覧ください。

規制対象の広告物でございますが、冒頭でも御説明したとおり、特に景観に大きな影響を与える屋上利用広告物、電光ニュースなどの電光により変化する広告物、原色に近い色彩を多く使用したものなどを規制対象としております。

次に、区域設定の考え方でございますが、3点ございまして、まず1点目として、都市景観重点地区内の良好な景観を保全することです。

こちらが、対象となる都市景観重点地区の現在の写真でございます。重点地区で目標としております歴史・文化のまちにふさわしい風格ある景観を実現するために、広告物を規制いたします。

次に2点目として、水戸駅北口ペDESTリアンデッキから二の丸角櫓方面への良好な眺望景観を保全することです。

こちらは、水戸駅北口ペDESTリアンデッキからみた現在の写真でございます。この場所に二の丸角櫓が復元されますので、水戸の玄関口にふさわしい風格ある街並みと歴史や緑が感じられる景観を保全するため、広告物を規制いたします。

次に3点目として、大手橋上から水戸駅方面への良好な眺望景観を保全することです。

こちらが大手橋の上から見た水戸駅方面の現在の写真でございます。この場所は、現在復元中の大手門の前から見た景観でございまして、観光客など、今後、より多くの方が眺める景観となります。この斜面地、緑とその間に連なる風格ある街並みが一体となった景観を保全するために、広告物を規制いたします。

この考え方によりまして、図のピンクの斜線の範囲を拡大する区域に設定いたします。紫のラインで囲んだ範囲につきましては、既に指定しておりまして、拡大する範囲については、重点地区の区域に合わせる形といたします。

最後に、地区指定までのスケジュールでございますが、これまでの取組として、地区住民や事業者を対象に、アンケートを行っております。その概要をまとめたものが、お手元の参考資料2でございます。その主な内容としましては、良好な景観づくりに取り組むことについては、9割が重要だと回答しております。また、景観づくりに取り組む姿勢としては、弘道館や水戸城跡だけでなく、旧県庁本庁舎や低区配水塔など、水戸を代表する歴

史的な建造物と調和した景観づくりを考えるべきとの回答が最も多い結果となっております。

また、この他に、意見交換会や景観に関する勉強会、まちあるきを実施しております。

そして、先日、9月29日には、この案の内容について、地元説明会を行っております。

本日の審議会での御意見を踏まえまして、11月から12月にかけてパブリックコメントを行い、年明けの1月には本審議会に改めてお諮りする予定としております。そのうえで、3月に、重点地区の指定と特別規制地区の拡大を行うことを予定しております。

以上で資料の説明を終わります。

#### **会長**

はい。ありがとうございました。

ただいまのスケジュールで言いますと、今回の第1回目で皆さんの御意見を頂戴して、来年1月にもう一度審議会を開き諮問と。年度末に重点地区を指定して、屋外広告物の規制地域を拡大するというような段取りになっております。今日は初回ですので、皆様の自由な意見をいただきながらいい案にしていきたいと思っておりますので、2つありますがどちらでも結構ですので、ざっくばらんに御意見いただければと思います。

いかがでしょうか。

#### **委員**

よろしいでしょうか。

#### **会長**

はい。\_\_\_\_委員。

#### **委員**

都市景観基準の方について、総論的にちょっと意見を述べさせていただきたいと思えます。全体として、地区の区分ですとか、それぞれのゾーン毎の配置とか高さとか、いくつか項目で基準が示されているんですけども、例えば、全体のゾーンAとBの性格分けをするという面的な捉え方だけではなくて、ここには例えばランドマークとなるような角櫓とか配水塔とかですね、非常に象徴的なイメージの存在が、強い存在があって、それがこの地域のイメージにかなりの影響を持っていると思いますので、そういったランドマークに対して、多くの市民、観光客を含めて、それがどこからどのように見えるのかっていうことを、ゾーンだけではなく、軸ですね、軸とか向きをある程度意識した景観基準の考え方、あるいは屋外広告物規制にそれが影響するかどうかわからないんですけども、単にA、Bゾーンのそれぞれのゾーンの中での意匠とか形態っていう部分の、やはり建築物規制になっているので、こういう考え方になってしまうんだと思うんですけども、実際のイメージっていうのは、歩く空間を、ある方向に向かって、人間が目線の中で視界の中に入ってくる情報によってイメージが膨らんでいくんで、そういう見方で、軸とか向きとか

ランドマークという要素がもう少し全体の基準の中で意識されてもいいんじゃないかなというふうに思いました。

**会長**

はい。その点はどうでしょうか。事務局の方からお願いします。

**執行機関**

ただいまの御質問にお答えいたします。\_\_\_\_委員のおっしゃるとおり、私たちもランドマークというものを意識しなければいけないというふうには強く考えております。特に角櫓については、十分に意識をしてきたつもりですけれども、それ以外のランドマークというものが、この区域の中にはいくつかございますので、そういった点をもう少し捉えて、検討を重ねてまいりたいと思います。

**会長**

よろしいですか。はい、ありがとうございます。どうでしょうか。初回なので、皆さん御意見をいただきたいと思えます。

**委員**

いいですか。

**会長**

はい。

**委員**

先ほどから緑を大事にするという話がありますけれども、緑を植えた場合の民地と官地の境があると思うんですが、民地に植えた場合の手入れは、持ち主が当然やることだと思うんですが、経済的余裕とかあると思うんです。ですから、そのマニュアルどおりに手入れができればいいんですけれども、できない場合、どういうふうにするのか。ちょっと美観的にまずいと思うんですが。

**会長**

いかがでしょうか。

**執行機関**

ただいまの\_\_\_\_委員さんの御質問ですけれども、確かに、緑を植えていただいても、それをきれいに維持していくということが、さらに重要になってくると思います。そういった部分につきましては、行政としては、例えば、助成金を出したりして助成をしていくというような支援も考えていかなければいけないと思っております。その部分につきましては、庁内で、ただ今、来年度から予算をできるだけ確保できるようにという動きもしております。支援については、重要だと考えておりますので、そういった部分について、今後とも予算がとれるようにやっていきたいと思っております。

**会長**

よろしいでしょうか。

**委員**

はい。

#### **会長**

今の御質問と関連すると、守谷市では、新しい住宅をつくる時に地区計画をかけて、ガンガンと緑の規制をやるんですけど、高齢化してくるとそういう体力がなくなってくるんですよね。最初の目的としてはいいんですけど、それがおっつかなくなってくるというのが多分ニュータウンなんかであると思いますので、こういうことに関して、御指摘どおり中長期的な管理というのは大事な視点かなと思います。

どうでしょうかね。

#### **委員**

はい。

今のお話と関連して、参考資料2のアンケート調査結果を拝見しましたところ、市民の方が、景観の障害となるものや景観上好ましくないものと感じるもののトップに、空き家、空き店舗、老朽化した建物というのを挙げていらっしゃるんですけど、私もそう思いますが、水戸市の中心市街地全体その問題あると思うんですが、特に、今回の指定する地区に関しては、この状況はいかがでしょうか。

今、御質問があったような、持ち主がいらして、それでもやっぱり手が回らないものももちろんあると思いますけれども、そもそも持ち主が不明なものなどで、どう行政が関わっていくかというのも課題だと思いますけれども、いかがでしょうか。

#### **会長**

いかがでしょうか。お願いします。

#### **執行機関**

空き家、空き店舗につきましては、アンケートの結果のとおり、この地域の中に、多くはないと思っているんですが、いくつかございます。特に、ランドマークの方向に、景観を、いってみれば若干阻害するようなもの等もあることは、私たちも当然認識しております。そういったものについては、まずは権利者の御意向が重要ですので、行政の趣旨をよく御理解していただいたうえで、権利者の方で何らかの手当てができないのかというところをまず押していきたいと思っておりますけれども、どうしてもそういったものが進展しないようであれば、関係部署とも相談しながら、対処していきたいと考えております。

#### **会長**

よろしいですか。

#### **委員**

はい。一生懸命周りをきれいにしても、一個残念なものがあるだけで、非常にマイナスになってしまうので、ぜひその点をお願いしたいと思います。

#### **会長**

大事な御指摘だと思います。

やはり地域経済の活性化というものも、言うのは簡単ですが、そういうところも併せて大事なと思います。

どうでしょうか。

#### **委員**

今回の景観審議については大事なことだと思っております。AゾーンとBゾーンと両方で、住んでの方と、あるいは営業されている方はどのくらいいるのかを調査されてますでしょうか。

#### **執行機関**

はい、今の御質問にお答えします。

アンケート調査等からですね、約 500 世帯と、事業所と市民の方も含めて約 500 ぐらいと考えております。

#### **会長**

よろしいですか。

#### **委員**

はい。

#### **会長**

合わせてですか。

#### **執行機関**

はい、合わせてです。

#### **会長**

今の御指摘どおり、生活者がどの程度いるのかというデータも、今度一緒にあった方がいいかなと思います。先ほど\_\_\_\_先生に御指摘いただいたように、空き家等の多少ネガティブな情報もぜひ一緒にあった方がいいと思います。

#### **執行機関**

はい。実数として、少し捉えられるようにしたいと思います。

#### **会長**

いかがでしょうか。

#### **委員**

議会の方から参りましたが、皆さんの御意見を参考にしながら、まちづくりを進めていきたいと思っております。今回の景観に関しては、今もいろいろと御質問ございましたけれども、まず、住民説明会をやられたということで、これに関しては、どのような意見が、大きなものでは、どういうものが出たのかなという気がするんですけど、それをお聞きしたい。

#### **執行機関**

住民説明会を先週行いまして、参加者の方から、この取組自体に対して反対意見はなく、現行の規制や地区指定後の運用に関する質問があったという状況です。その意見や質

問等の具体的内容につきましては、風致地区の制度による建物の高さの規制値についてですとか、また、地区指定後のお店、例えばコンビニができる場合の色彩についてどうなるのか、また、この地区にはがけ地がありますので、その安全対策として、擁壁を設置する場合の景観配慮との関係についての御質問がありました。また、その他に、良好な景観を維持するために、地区内の落ち葉などについての質問ですとか対策についての要望があったという状況です。

#### **委員**

もう一つは、説明会で出たかわからないんですけども、この基準を定める地域において、看板にしろ、建物にしろ、あまり好ましくないという場合は、それを直したいんだというような指導をするのか、指導をするにあたっては、それに伴うある程度の支援策も考えて行うのかということ。あとは、あるものに関しては、そのまま現状維持で進めて、当分はいくのかというのを、ちょっとお聞きしたいなと思っております。

#### **執行機関**

はい、御質問にお答えします。

規制に合わない広告物が、現在ありますので、それに対しての撤去ですとか改修に対しては、事業者の方の御負担が軽減できるように、経費の一部を助成する制度について検討しております。財政当局とも話をし、できれば31年度の運用が始まった時には、運用できるようにしたいと考えております。また、特別規制地区を指定しますと、それがすぐに違反になるわけではなくて、区域の拡大時点で適法に設置されているものであれば、許可が不要なものであれば、指定の日からは3年間、また、指定時点で既に許可されていたものについては、その許可期間は、特別規制地区の指定後も引き続き設置が可能となるような経過措置が、条例上設けられております。従いまして、区域拡大ですぐに、適法だったものが直ちに違反となるものではありませんので、経過措置期間の中で、撤去や改修を行っていただきたいと考えております。

#### **委員**

はい、ありがとうございます。

#### **会長**

今の御指摘の住民説明会のときの写真だとか人数だとかの資料を、次回御用意いただければと思いますし、あとやはり、市としての姿勢が分かる、今日の御挨拶で分かったんですが、一方で、今御説明いただいたように、既存不適格を有しながら、中長期的に進めていく、住民も配慮しながらということも分かるような説明資料があるといいと思います。

他にどうでしょうか。

#### **委員**

はい。制度ができたのちは、建物を建築するときには、あらかじめ届出をして、景観形成を誘導するという、そういう手続きが必要だということなのでしょうけれども、その中で、都市景観基準がゾーンAにしろゾーンBにしろ定められていますけれども、内容を見

ると、努めること、配慮することということがうたわれているのですが、これは強制力というのがどの程度あるのかということですか、色については、ある程度、この範囲の中の、屋根なり外壁なりの色ということなのでしょうけれども、形態などについては、人それぞれ捉え方っていうのは違うと思いますので、その辺りがうまくいくのだろうかというところが心配な点としてあることと、今日の資料に載っていたかどうかは、ちょっと良く見つからなかったんですが、事前説明でいただいた資料の中には、優れた都市景観づくりに寄与する行為については、都市景観形成助成金の交付を行うことができるというようなことがあるものですから、助成金の交付という辺りを、具体的に何か方針を決めているのであれば、お聞かせいただきたいと思います。

## 会長

事務局から御説明をお願いします。

## 執行機関

\_\_\_\_委員の御質問にお答えいたします。

基準の内容が、全体的に配慮するといった形で、定性的なもので曖昧なものになっているところがあるかと思いますが、敷地の状況や建物を建てる周辺環境との関係などによりまして、景観上、そこでどういったものが望ましいかというのは、その場所によっても異なってくると考えていますので、一律な基準を当てはめるのではなく、その考え方を示すような基準になっております。地区の皆さんには、建築する際には、この基準をもとに、市の方と相談しながら進めていただきたいと考えております。

強制力に関しましては、水戸市の都市景観条例に基づいて届出の義務が生じるとことになりませんが、都市景観基準については、遵守することが努力義務となっております。

また、助成金については、優れた景観づくりに寄与するものに対して交付することになっておりますが、まずこの都市景観基準に配慮したうえで、さらにこの地区の景観上、より優れたものに出すこととしており、さらに交付基準を設定しまして、その中で、より良いもの、景観上、先導的になるようなものを助成していきたいと考えています。

## 会長

よろしいでしょうか。

## 委員

はい、ありがとうございます。

## 委員

三の丸自治コミュニティ連合会の方から来ているんですが、いわゆる地域の代表みたいな形なんですけれども。

今、弘道館をはじめですね、三の丸地域は、いわゆるAゾーンに含まれている三の丸地域で、城塀をね、三高から附属小学校から二中からということで、城塀とかをきれいに整備した。それから今、大手門造っていますけどもね。いろいろこのゾーンについては、ほんとに市の方で、いろいろ事業に寄与していただいて、三の丸としてはありがたい。この



Aゾーンでは、だいたい歴史景観の区域だというふうに考えてますけども、その中で、皆さんも御存じのとおり、水戸学の道というのを、実は自治会の方で設定して、3コースあるんです。それに先ほど、ランドマーク的なものを言ってましたけれども、そういったことを3コースの中に入れた形で、水戸学の道というのをつくっています。ですから、そういったものをですね、ぜひ、再度、市の方でよく検討してやっていただければと思います。非常に、三の丸の住民としてはありがたい。都市景観の基準をかけることによって、こういったきちっとした都市景観のまちづくりができるということはありがたいことなので、ぜひお願いしたいと思っております。

\_\_\_\_委員からありましたように、この基準は、条例での制定ということですが、実際に適用するのは、ほとんどこの区域はですね、建物を新たに造る余地というのは、そんなないんですよ。ゾーンBの駅前については、再開発をするということも言われているので、新たにそういった景観基準は適用できると思うんですが。それ以外は、この基準は、全部の条例がなかったのであれなんですけど、新築に適用するのか、今ある建物に対しても全部適用するのか。それと先ほど言ったように、高さが、どれぐらいの高さっていうのが、市との協議でこの辺までならいいでしょうとか、道路からのスペースもこれ位までいいのかということが、よく、正直いって、どういった形でやっていくのかっていうのが分からないかなという気がします。

#### **会長**

事務局からお願いします。

#### **執行機関**

\_\_\_\_様の今の御質問でございますけれども、水戸学の道のお話をさせていただきましたけれども、水戸学の道につきましては、地元の方から、いろんな御提案をいただきながら、それを設定したという経緯がございますけれども、水戸学の道のコースにつきましては、私たちも十分意識をしております、今回の区域の設定の中には含まれてございます。

それから、建物の届出とかそういったものに関して、どういった状況のときに制限がかかるのかというお話でしたけれども、新築のみならず、例えば今ある建物について、何か改修をしたり、改築をしたり、増築をしたりとか、何かそういう手を加えるときに生じれば、やはり届出の対象になりますが、指定と同時にですね、すべてのものを何かしなければいけないと、そういうものではありませんで、何らかの行為が発生したときに届出をしていただいて、それから建築行為等をしていただくこととなります。

#### **会長**

よろしいでしょうか。

#### **委員**

はい。

#### **会長**

\_\_\_\_委員どうでしょうか。

## 委員

そうですね、ある一つの区域を決めて、条例に基づいてというのは、私も昔、南町2丁目というところの理事長をやったことが、だいぶ昔の話ですが、そのときにもファサード担当の先生を呼びましてね、お店のファサードの改善というのをやったことがあるんですね。そういうのをやるにしても、やっぱりそれがずっと続くものでもないんですけども、統一させるというのが非常に大変なことです。カラーであるとか、それはもちろんのことで、今回はましてや歴史的なところのゾーンをとということになるので。もっと、深めていくってところがあっていいんじゃないかと思うんですけどもね。

やっぱりそのあとの維持することとか、そういうこともやっぱり大事ですよ。南町2丁目、今、かなり全体を見ると後継者がなくなったり、世代が交代したりで閉まっているお店が多い。そうすると、駅前の歴史的ゾーンはきれいになったけれど、それに続く水戸は一体どうなんだというようなことにもなりますのでね。今回は、歴史的ゾーンということではあるんですけども、考えていかなくちゃいけないところじゃないかなと思っています。

特に、\_\_\_\_さんには申し訳ないですが、駅から银杏坂を上がっていきますよね。歴史的ゾーンの話じゃないんですけども。あの植栽がかなり荒れてますね。あの银杏坂の。

## 委員

あそこの植栽は、国道だから国の管理なんですか。

## 委員

郵便局の反対側の割とシャッターが閉まっているその前の植栽。ツツジかなんか。あれはサツキかなんかの。

## 委員

あれは町内会で管理しているのかな。

## 委員

だと思んですがね。私もよその地区はあれなもんですから。

## 委員

多分そうですね。\_\_\_\_さんのところの前の辺りも町内会が。花壇をね。

## 委員

はい、そうです。振興組合がやっています。

## 委員

それは、町内にそういったこともあるんですね。

## 委員

はい、今回は、このゾーンに関してのお話ですけども。

## 委員

確かにそれは手入れしているところとしていないところとではね。

## 会長

事務局からお願いします。

## 執行機関

植栽を含めて、今後の維持管理が大切だというお話でしたけれども、私たちも、その時だけよくやっても、歴史を感じる地区に、全国から、最近はインバウンドもありますように、世界からいろんな人たちに来ていただくには、やはり地域の皆様と一緒に、植栽も含めて、維持管理をきちんとしていかなければいけないと痛切に感じております。

今、具体的に银杏坂の話もございましたけれども、多分、私の想像ですけれども、商店会とかそういったところでの管理、もしくは国道ですので、道路管理者そういったところの管理になってくるかと思いますが、私どもでも調べてお話ができるようにしていきたいと思えます。

## 会長

あともう一つ、\_\_\_\_委員さんおっしゃったように、波及というんですかね、この重点地区から。その仕掛けも、多分どこかにつながるような、ちょっと回答いただけますか。

## 執行機関

失礼いたしました。三の丸周辺、弘道館・水戸城跡地周辺が終わったからといって我々の仕事が終わりでなくて、水戸市内重要なところはたくさんございますので、これをきっかけに、今回、備前堀の地区に続いて水戸市内では2地区目になるんですが、より多くの地区指定ができるように、進めてまいりたいと考えております。

## 会長

はい。

\_\_\_\_委員。講師も務められて。その時の印象も含めて。

## 委員

今申し上げようかなと思っていました。

勉強会とまちあるきに御協力をさせていただいた印象なんですけど、制定のタイミングとしましては、大手門ですとか角櫓ですとかが、目に見える形で今、整備が進むときですので、大手門まず完成しましたら、たくさんの観光客の方もいらっしゃいますし、地元の方もいらっしゃいますので、タイミングとしては、ほんとに地元の方に御理解をいただくには、とてもいい数年間じゃないかなと思えます。

それとともにですね、一緒に、事務局の方とまちあるきの段取りとかをさせていただいたんですが、ものすごく、天気とかも不安定な時で、事務局の方も飲み物を御準備していただいたりとか、いろいろ配慮をいただいて、ずっと打合せなんかをしながらも、住民の方に無理に理解していくんじゃないかと、住民の方の気持ちを大事にして、寄り添いながら進めていきたいんですっていうことをいつも伺ってましたので、すばらしい姿勢なんじゃないかなと思えます。

もう一つは、これからいろいろまた御協力をいただくには、いままで景観としてのまちあるきとかをしたんですけれども、せっかく水戸学の道のツアーとかも計画されたりとかもあるみたいですので、歴史のツアーに連携、難しいかもしれないんですけど、住民の方だけではないと思うんですが、他の地区の方にも啓蒙して行って、そうすると住民の方も誇りに思って、やっぱり高めていきたいという思いがあると思うんで、歴史のツアーとかもうまく連携していけたらいいんじゃないかなと思います。以上です。

## 会長

はい、ありがとうございます。

## 執行機関

\_\_\_\_様にはお世話になりながらこれまで進めてまいりました。さらに、\_\_\_\_様に講師をしていただいたり、ほんとに我々行政だけの力ではとても無理なことで、専門の方や地域の方に御協力いただきながらこれまで進めてまいりました。私たちも地区指定が終わったから次は書類のチェックのみだというのではなく、さらに御指摘がありましたように、地域の方と連携を深めていきながら、景観だけではなく、歴史のツアーとかそういったものとも協調しながら、皆さんの意識が高まるように、今後とも進めていきたいと考えております。

## 会長

はい、今、名前が挙がりました、\_\_\_\_副会長。

ちなみに私、筑波大の同級生、同期生なんですけど、私よりも100倍、1,000倍以上も詳しい\_\_\_\_様に、まず個人の意見と、全体の総括の二つ、お願いできればと思っております。

## 委員

総括的なお話ができるかわかりませんが、やっぱり、今、御意見が出たように、努力目標というところがちょっと気になってしましまして。大手門も出来るので、タイミング的にはよい時かなって。戦前は日本の景観って結構よかったんですよ。戦後ですね、この70年間でかなり乱れてしまった。何の約束事もないような景観になってしまった感じがしますよね。そういう意味では、今、きついルールでも作れば、これから70年位、今世紀中には良くなるかなぐらいには思っていたりもするんですけど。多くの方がヨーロッパの街並みを見たりして、いいなって、こんなところに住むのは洒落てるなどかって思ったりすると思うんですけど、あれルールがきついですよ。がちがちなルールだと思いますね。でも、あれって、景観とか風景っていうのは、個人的なものじゃなくて公共のものだっていうふうに考えると、みんなのものである。だったら、約束事として、ちょっとずつみんなで我慢をして、そうするとみんなで得をするというのが公共の概念だと思うんですよ。景観のまちづくりというのは、どうみんなが少しずつ我慢して、その分、しっかりあとで得するぞっていうような、観光のこと考えてもそうだと思うんですよ。観光的に魅力的なところって、かなり景観で売ってますよね。そういうことも、今からでもがん

ばれば、今世紀中に何とかなるのかなと思ったりもしました。最初の市長の御挨拶にも、制限したりするんで、依頼する立場で、理解をいただかないってというお話がありました。これはまるで悪い提案しているように聞こえるんですよ。でも、この景観の約束事っていうのは、地域の方が一番得するんだと思うんですよ。ですから、そういう約束事って大事だねって。先ほどございました、歴史のまちあるきの際に、そういうことも勉強しましょうよみたいな、市民意識の向上というのはとても大事だと思うんですよ。みんなで地域の価値を高めようというふうな。その一方でこういう約束事をつくっていくことと、みんなで、市民の方、地域の方々が勉強するチャンス、意識を高めるチャンスっていうのを作っていく。あと、公共施設の整備方針ございましたが、あれはやっぱり目に見えて地区の景観をリードする役割っていうのがあると思うんですよ。その辺もとても大切なこととして、ぐるっとつながってやっていると、より価値が高まるかなって思ったりしました。とはいえ、努力目標なんで、なかなか良くならないと思んですよ。それで、植栽の話がございましたが、植栽って、全然違うデザインのものでも、その間に間にうまく入れていくと、なんかつながっているように、連続性っていうお話ございましたが、緑のブリッジっていう言い方ありますけども、なんとなく景観的に、ほんとに全然違う建物なんだけども、それが違和感なくつながっちゃうとか、裏の方の具合が悪いところを隠すとかですね、つないだり隠したりする効果があるんで、当面、なかなか建物変わったりしませんから、もっと緑の使い方を大事にして、それを市も応援してくれたりすると。水戸らしいというところ。東京から水戸に帰ってくると、千波湖のところでバツと風景が広がって、水と緑のまちってなるんですけども、駅を降りるとがっかりって感じになるんで、緑の使い方、景観をより良くすることができるんじゃないかなと思ったりもしました。総括的じゃないんですけど。

**会長**

あと、御意見は。

**委員**

そういうところですよ。

**会長**

はい、ありがとうございます。

これで大体御意見いただきましたが、どうでしょうか。まだ他に、何かもし御意見があれば、頂戴して。

**委員**

いいですか。

**会長**

はい、どうぞ。

**委員**

アンケート調査結果を見るとですね、2回やっているんですよ、今まで。28年3月と。それで、この回収率がですね、38.2パーセントということは興味がないか、なんか事情があってできなかったという方がかなりおられるわけですよ。この後、第3回、第4回とやっていく予定はあるんですか。

#### 会長

どうでしょうか。

#### 執行機関

今の\_\_\_\_様の御質問にお答えしますが、アンケートについては、2回というふうに書いてございますが、最初はエリアを限定的にしていたものですから、それでできるだけ広い地域に広げて、そういった方からの御意見を十分に吸い上げようということで2回となっています。同じ地区について2回ということではございません。回収率に関しましては、できるだけ皆さんに御負担のないようにということをお願いをいたしました。残念ながら40パーセント弱というところに留まってございます。ただ、私どもは、アンケート調査を取りっぱなしではなくて、町内会、商店会を通して、アンケートの結果とか勉強会について、皆さんに回覧で、できるだけ情報をお知らせしようということで、これまでやってまいりました。そういったことで、確かに回収率はこの数字でございますが、やった結果というものは、かなり多くの方が十分に御存じかなというふうには考えております。それと、今後、アンケート調査を行うかということにつきましては、今のところ予定はございません。

#### 委員

周知はなされているということですね。

#### 執行機関

はい。結果については、十分に周知していると思っております。

#### 委員

規制の対象によって、私、看板業やってますんで、その規制物件、物件の協力される方と、全然そういう気持ちにならない方と、おそらく出てくると思うんですが、その場合、市の方の対応としてどんなふうな。

#### 執行機関

今の段階でも、個別に事業所回りを私どもでしております。できるだけ皆さんに御理解いただいたうえで、年度内にできるだけ数多く回ったうえで、100パーセント御理解というのはなかなか難しいでしょうけれども、多くの方々に賛同していただけたというところで地区指定というふうに考えておりますので、これからまた、年度内まだ半年ありますので、そういった中で個別に事業所を回りまして、私どもの方の考え方をお示ししていきたいと考えております。

#### 会長

はい、どうぞ。

## 委員

はい。事業者のことについてになりますけれども、駐車場についてお聞きします。景観阻害のアンケート結果を見ますと、先ほど質問した1が空き家、空き店舗でしたけれども、2については、空き地、コイン駐車場が挙がっています。私も何度も回しまして、やはり景観阻害要因として、特にコインパーキングなどの屋外広告が阻害している印象を受けました。なので、事業者の方の協力具合ですね、それについてお伺いしたいと思います。特に、駐車場っていうのは、今後、ここを観光地にもっとしていこうというときに、どうしても駐車場の整備というのは必要だと思います。それとともに、空き地が多いということは、それが今後、また駐車場化していく可能性が高いので、そうしますと、競合者がいかに自分のところに呼ぶかということで、より屋外広告が派手になったり大きくなったりする危険性が高いので、そこを上手に誘導していく方策をお持ちかどうかを併せてお伺いしたいと思います。

## 会長

はい、お願いします。

## 執行機関

ただいまお話がありましたコインパーキング等の屋外広告物につきましては、スライドの方でもお見せしましたけれども、大手門が出来て、そこに人がかなりとどまる。大手橋の方から水戸駅を見たときに、非常にコインパーキングが多いということで、私たちも十分承知しております。今回、屋外広告物の特別規制地区は、その範囲に、まさに区域を広げて指定していこうというふうに考えている場所ですので、これまで以上に、先ほどもお話ししましたけれども、事業者の方に御理解をいただきながら、できるだけ早い段階で御協力をいただけるような、そういった運びにして参りたいと考えております。

## 委員

御提案というか、なんですけれども、競合していくんですけれども、今、ネットで情報提供とかいろいろできるので、屋外広告に頼るのではなくて、事前の情報提供で、ここに何台ありますよとか、あと空きはとか、現在情報をいかにアップデートするっていうのはなかなか難しいですけれども、そういった空き情報を、景観には出てこない形で提供できるような方法を、事業者をまとめて、市が先導してやるとか、そういった方法がまずあると思います。

実際にどういうふうにデザインをしていくと、今回の目的にかなうのかというのを、具体的にガイドライン的にお示しするのもいいかなと。今の文面ですと、やっぱり努めるとか周辺環境に調和するとかいうのは、いかようにも取り得るので、そこをもう少し具体的にお示しすると、事業者様も協力しやすいのかなと思ひまして、御提案させていただきます。

## 執行機関

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

## 委員

いいですか。

## 会長

はい、どうぞ。

## 委員

景観というのが、非常に大切な行政ですので、一言で言うと、できるだけもっと強気であってほしいなという思い入れがあって。強気だという意味は、やっぱり分野横断的であってほしいと。どうしても建築行為とか広告物の規制という目で、今、議論がされていますけれども、景観、歴史的文化的価値こそが、その都市のアイデンティティであり、市民の誇りであり、観光客を引き寄せ、あるいは経済活動の源泉、固有の価値、そのものですので。それをやっぱり振興するというのは、経済分野の方を巻き込んで、空き家を活性化をするなり、あるいは観光部門を巻き込んで、先ほどの水戸学の道との連携を図るといった、より包括的な連携が欠かせないので。ここに挙がってきているのは、あくまで都市景観の重点地区とか広告物規制ということですが、実際にやろうとすれば、その途中には、やはり何か、分かりませんが、お茶屋さんができるかもしれませんし、より歴史的な雰囲気合った経済活動なり、多くの様々な市民活動が巻き込まれていると思いますので、ぜひ、あまり所掌に捉われずに、ぜひ、副市長さんの多大なる支援のもと、より包括的で思い切ったこと、それを、何とか機動的というか、本当に重要なところは、ここ3年間は10分の10の補助で、この一番大切なこの壁面は絶対10分の10でやるぐらいの、それぐらいの姿勢があると、結局、連鎖しますんで。最初の段階で連鎖するところまでもっていきけるかどうかというの、その後、沈静化してしまうか、その後、盛り上がっていくかというところを、最初の勢いを、ぜひつけていただきたいなというふうに思っています。

それから、それを実現するのは、やはり行政だけではなくて、先ほど寄り添ってやっていただいているのはまさに重要なことなんですけれども、寄り添うときに、やはりNPOの方もいれば、建築士の方もいれば、若者もいれば、あるいは高齢者の方もいれば、それぞれの様々な知見と、様々な資源があって、それをうまく巻き込んで、実際にどこの壁面はどうしたらいい、どこの植栽をどうしたらいいのかという議論を盛り上げていく。その際の触媒としての役割。規制として受けるのではなくて、その議論を巻き起こして、それによって市民の力で連鎖が起こるような、そういうある程度の触媒的な役割をぜひ果たしていただきたいなというふうに思っています。そのためには、先ほど御指摘にありましたように、情報発信が結構重要で、規制しましたよ、あとは待ってますよではなくて。この価値は、先ほどの水戸学の道、それからいろいろ。最近、観光地行くとQRコード、それを映すと歴史の情報入ってくるのありますよね。あの種の、こう積極的な情報発信っていうものが重要だと思いますので、ぜひ積極果敢に取り組んでいただい。景観室



の方の役割ってすごく重要だと思いますので、そのことをぜひ御理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

#### **執行機関**

\_\_\_\_委員がおっしゃったことを胸に刻んで、積極的に進めていきたいと思います。

#### **会長**

それではよろしいでしょうか。予定の時間がきましたので、これで終わりたいと思います。

皆さんからいただきました御意見を踏まえて、次回、修正案について御提示したいと思います。

これでお返ししますので、よろしくお願いいたします。

#### **執行機関**

それでは、本日の御審議につきまして、副市長より御挨拶申し上げます。

#### **執行機関**

皆さん、今日は貴重なお時間をいただきまして、闊達な御議論を賜りまして、本当にありがとうございます。弘道館・水戸城跡周辺地区は、水戸市の歴史・文化の中心、シンボル空間でございますので、こういった規制誘導の取組を通しまして、より本当に歴史的空間が保たれるように努力をして参りたいと思っております。

今後、今日いただきました御意見等を踏まえまして、確かに具体性がなくて、規制という観点でいうと、とても心許ないような中身になっておるところでございますが、その辺ちょっと見直せるところは見直して、もっとしっかりと誘導できるような形になればいいのかなというふうに思っているところでございます。パブリックコメントを経まして、また諮問という形で、お諮りをさせていただきたいと思いますので、今後ともまたよろしくお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

#### **執行機関**

以上で、本日の審議会を終了させていただきます。貴重な御意見を賜りまして、まことにありがとうございました。